

当金庫の自己資本の充実の状況等について

① 自己資本の構成に関する事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,088	35,624
うち、出資金及び資本剰余金の額	679	686
うち、利益剰余金の額	34,442	34,951
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	△0	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	48	102
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	48	102
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	35,137	35,726
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	22	18
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	22	18
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	22	18
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	35,114	35,708
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	151,000	158,824
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,126	6,530
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	157,127	165,354
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	22.34%	21.59%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

② 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計※1	151,000	6,040	158,824	6,352
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー※2	152,425	6,097	160,249	6,409
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	660	26	560	22
我が国の政府関係機関向け	2,138	85	2,185	87
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	20,274	810	21,899	875
法人等向け	63,124	2,524	66,850	2,674
中小企業等向け及び個人向け	30,951	1,238	30,844	1,233
抵当権付住宅ローン	5,576	223	5,317	212
不動産取得等事業向け	10,884	435	14,155	566
3ヵ月以上延滞等	450	18	288	11
取立未済手形	17	0	14	0
信用保証協会等による保証付	640	25	562	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,459	98	1,833	73
出資等のエクスポージャー	2,459	98	1,833	73
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	12,899	515	13,341	533
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,502	60	1,502	60
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	—	—	—	—
②証券化エクスポージャー※3	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー※4	2,349	93	2,394	95
ルック・スルー方式	2,349	93	2,394	95
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,126	245	6,530	261
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	157,127	6,285	165,354	6,614

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

③ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お客さまの倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの管理につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信取引先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスクを把握、管理し、貸出資産の健全化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しています。

貸倒引当金は「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査をうけるなど、適正な計上に努めています。

2. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞 エクスポージャー	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
国内	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
製造業	41,383	47,262	24,904	28,636	15,796	17,996	—	—	38	63
農業、林業	1,121	1,214	1,121	1,214	—	—	—	—	19	20
漁業	3	9	3	9	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	648	615	648	615	—	—	—	—	—	—
建設業	10,907	14,125	10,907	14,125	—	—	—	—	173	103
電気・ガス・熱供給・水道業	10,991	11,260	392	261	10,599	10,998	—	—	—	—
情報通信業	1,166	2,000	62	96	1,099	1,899	—	—	—	—
運輸業・郵便業	7,263	8,246	4,036	4,996	3,099	3,099	—	—	1	12
卸売業・小売業	12,796	16,586	10,396	14,086	2,399	2,499	—	—	113	62
金融業・保険業	112,336	121,122	7,472	8,037	9,197	6,997	—	—	—	—
不動産業	29,615	34,412	17,792	21,489	11,822	12,923	—	—	31	485
物品賃貸業	280	250	280	250	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,119	1,373	1,119	1,373	—	—	—	—	—	2
宿泊業	619	974	619	974	—	—	—	—	—	—
飲食業	2,229	3,139	2,229	3,139	—	—	—	—	42	41
生活関連サービス業、娯楽業	2,053	2,237	2,053	2,237	—	—	—	—	92	7
教育、学習支援業	1,039	1,045	1,039	1,045	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	7,429	8,423	7,429	8,423	—	—	—	—	300	284
その他サービス業	8,210	8,008	4,008	4,706	4,200	3,300	—	—	—	—
国・地方公共団体等	70,733	67,096	4,617	4,028	66,116	63,067	—	—	—	—
個人	38,848	40,092	38,848	40,092	—	—	—	—	139	28
その他	13,495	13,444	—	134	118	110	—	—	—	—
業種別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	954	1,111
1年以下	160,051	169,239	106,350	109,040	11,942	9,129	—	—	—	—
1年超3年以下	60,489	59,937	8,186	8,213	18,291	19,724	—	—	—	—
3年超5年以下	33,710	33,621	8,575	12,214	25,135	21,407	—	—	—	—
5年超7年以下	19,987	19,053	6,080	5,356	13,906	13,696	—	—	—	—
7年超10年以下	53,979	66,998	6,959	20,213	47,020	46,785	—	—	—	—
10年超	31,410	38,964	3,257	3,815	8,153	12,148	—	—	—	—
期間の定めのないもの	14,665	15,126	575	1,121	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	374,294	402,941	139,987	159,974	124,449	122,892	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. 業種別の「債券の未収利息」は「その他」に記載しております。

5. 残存期間別の「未収利息」、「債務保証見返り」は「1年以下」に記載しております。

6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

39ページをご覧ください。

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		令和元年度	令和2年度
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度		
製 造 業	379	327	△52	104	327	432	—	—
農 業、林 業	—	9	9	0	9	10	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	115	116	0	△13	116	103	—	—
電 気・ガ ス・ 熱 供 給・水 道 業	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2	2	△0	△0	2	2	—	—
運 輸 業、郵 便 業	4	7	3	3	7	11	—	—
卸 売 業、小 売 業	387	240	△147	456	240	697	—	—
金 融 業、保 険 業	26	29	2	4	29	33	—	—
不 動 産 業	291	276	△14	△10	276	266	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	15	15	△0	2	15	17	—	—
宿 泊 業	3	3	△0	△0	3	2	—	—
飲 食 業	32	111	79	△6	111	105	—	—
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業	55	58	3	△51	58	7	—	34
教 育、学 習 支 援 業	0	0	△0	△0	0	0	—	—
医 療、福 祉	160	165	5	7	165	173	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	66	61	△4	△1	61	60	—	—
国・地 方 公 共 団 体 等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	59	46	△13	△19	46	26	—	—
そ の 他	3	2	△0	△0	2	2	—	—
合 計	1,603	1,474	△128	477	1,474	1,952	—	34

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

② リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	52,099	—	48,520
10%	500	27,982	300	27,329
20%	111,879	88	118,104	74
35%	—	16,220	—	15,482
50%	31,308	367	36,113	1,006
75%	—	58,264	—	73,364
100%	15,123	59,759	16,698	65,496
150%	—	253	—	22
200%	—	—	—	—
250%	—	447	—	428
合 計		374,294		402,941

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不参入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全処置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証人が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、信用保証協会保証・民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、「融資事務規程」及び「しんきん共同センター」のシステム等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務規程」等により適切な取扱いに努めております。

2. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,804	2,422	25,545	45,228	—	—	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	612	530	1,234	3,752	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	2,153	1,884	24,167	41,419	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	5	6	3	—	—	—	—	—
⑦3ヵ月以上延滞等	32	—	141	56	—	—	—	—
⑧上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ございません。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と考えております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、それぞれの主管部署において協議検討するとともに必要に応じて、経営陣による理事会等に報告する態勢を整えております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、政策投資にあたる出資金等を当金庫が定める「有価証券預け金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計・ゴルフ会員権処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

2. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和元年度		令和2年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,461	2,461	2,367	2,367
非上場株式等	1,488	1,488	1,480	1,480
合 計	3,949	3,949	3,847	3,847

(注) 1. 「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

2. 「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
売 却 益	3	296
売 却 損	7	12
償 却	10	15

4. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	6	495

5. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
評 価 損 益	—	—

⑨ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	12,050	12,750
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利水準の変動により銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することによる影響を指しますが、当金庫においては定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢となっております。

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB）の計測はALM委員会等で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）および Δ NII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ④固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ⑤複数の通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提については、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルは使用していません。
- ⑧前事業年度末の開示から算定方法の前提に変動はありません。
- ⑨重要性テスト（金利リスク（ Δ EVE）／自己資本の額）の結果は、基準値である20%を超過していますが、収益性等を考慮しつつ、金利リスクの適切なコントロールに努めています。

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		イ		ロ		ハ		ニ	
		Δ EVE				Δ NII			
		令和2年度末		令和元年度末		令和2年度末		令和元年度末	
1	上方パラレルシフト	9,958	8,258			116	51		
2	下方パラレルシフト	0	0			9	12		
3	スティープ化	9,421	7,891						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	9,958	8,258			116	51		
		ホ				へ			
		当期末				前期末			
8	自己資本の額	35,708				35,114			

11 用語解説

No	用語	解説
1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
2	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3	ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
4	派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
5	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産をいいます。